

介護保険負担限度額認定要件について

○対象と利用者負担段階

利用者 負担段階	対 象 者		
第1段階	生活保護受給者		
第2段階	世帯の全員が 市民税非課税 (世帯分離をし ている配偶者を 含む)	本人の年金収入額+その他の合計所得が 年額 80 万円以下	かつ、預貯金等の合計額が 650 万円(夫婦は 1,650 万円)以下
第3段階①		本人の年金収入額+その他の合計所得が 年額 80 万円超 120 万円以下	かつ、預貯金等の合計額が 550 万円(夫婦は 1,550 万円)以下
第3段階②		本人の年金収入額+その他の合計所得が 年額 120 万円超	かつ、預貯金等の合計額が 500 万円(夫婦は 1,500 万円)以下

※年金収入額には老齢年金などの課税年金だけではなく、非課税年金(遺族年金・障害年金)も含む

※その他の合計所得金額は、譲渡所得に係る特別控除を除く。

※令和3年度よりその他の合計所得金額に給与所得が含まれている場合には、所得金額調整控除適用前の給与所得から10万円を控除した後の金額を用いる。

※65歳未満の人は、収入等に関係なく預貯金等の合計は1,000万円(夫婦は2,000万円)以下

★費用負担額について★

○令和6年8月より居住費の負担限度額が変更となります。
変更箇所は太字で表記してあります。

○一日当たりの負担限度額

利用者 負担段階	食費	居住費(滞在費)					
		多床室 (特養等)	多床室 (老健、療養等)	従来型個室型 (特養等)	従来型個室型 (老健、療養等)	ユニット型 個室的多床室	ユニット型 個 室
第1段階	300 円	0 円	0 円	380 円	550 円	550 円	880 円
第2段階	(600 円) 390 円	430 円	430 円	480 円	550 円	550 円	880 円
第3段階①	(1,000 円) 650 円	430 円	430 円	880 円	1,370 円	1,370 円	1,370 円
第3段階②	(1,300 円) 1,360 円	430 円	430 円	880 円	1,370 円	1,370 円	1,370 円

※短期入所サービス(ショートステイ)を利用した場合は、食費の負担限度額は上段()内の金額です。